

保 幼 発 第 0 0 0 9 7 6 号
令和4年(2022年)3月4日

事業主 様

熊本市長 大西 一史
(保育幼稚園課扱い)
(公 印 省 略)

家庭での保育のための従業員の休暇の取得について(依頼)

日頃から本市の教育・保育行政に御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。
保育所等の対応については、国の方針に基づき、感染防止対策を徹底しつつ、市内の保育所等は原則開所としております。

さて、県内の新規感染者数は減少傾向にあるものの依然として高い水準にあることから、登園自粛要請については、「まん延防止等重点措置」の期限の延長に合わせ、保育所等への登園自粛要請期間を3月21日まで延長することといたしました。

この取り組みを推進させるためには、事業主の皆様のご協力が欠かせません。

感染拡大防止という趣旨をご理解いただき、テレワークの活用の促進及び従業員の方から、家庭での保育のため休暇取得の申請があった場合の特段の配慮について、ご協力いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

なお、厚生労働省では、子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主に対し「小学校休業等対応助成金」制度を再開しており、令和4年(2022年)3月31日まで延長されておりますので、是非、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

※小学校休業等対応助成金コールセンター

(フリーダイヤル) 0120-603-999 受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日含む)



厚生労働省ホームページ

【担当】

熊本市健康福祉局 保育幼稚園課
電話：096-328-2568